

議案第71号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第70号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第196号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同条第197号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同条第198号中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同条第224号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同条第225号及び第227号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同条第234号中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」に改め、同条第238号中「附則第12条第25項」を「附則第12条第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第70号の改正規定は、

温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、同条第196号から第198号まで、第224号、第225号、第227号及び第234号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

温泉法、建築基準法、租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。